

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 7 年 6 月
出入国在留管理庁

1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号。以下「規則」という。）別表第 3（第 6 条、第 6 条の 2、第 20 条、第 21 条の 4、第 24 条関係）、規則別表第 3 の 7（第 21 条、第 21 条の 3 関係）及び規則第 22 条第 1 項において、在留諸申請における提出資料を掲げているところ、外国人の適正な出入国及び在留の管理を図るため、在留諸申請における提出資料に課税及び納税に関する文書等を追加するなど、所要の整備をするもの。

2 改正の概要

（1）規則別表第 3

外交、公用及び短期滞在を除く規則別表第 3 記載の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付の申請、外交及び公用を除く上記在留資格への変更の申請並びに外交及び公用を除く上記在留資格の取得の申請に際し、当該外国人の年間の収入に関する文書並びに課税及び納税に関する文書等、在留中の経費を支弁する者又は扶養者がいる場合は、その者の年間の収入に関する文書並びに課税及び納税に関する文書等を提出しなければならないことなどを定める。

（2）規則別表第 3 の 7

公用を除く規則別表第 3 の 7 記載の在留資格に係る在留期間の更新の申請に際し、当該外国人の年間の収入に関する文書並びに課税及び納税に関する文書等、在留中の経費を支弁する者又は扶養者がいる場合は、その者の年間の収入に関する文書並びに課税及び納税に関する文書等を提出しなければならないことなどを定める。

（3）規則第 22 条第 1 項

永住許可の申請に際し、当該外国人の年間の収入に関する文書並びに課税及び納税に関する文書等を提出しなければならないことなどを定める。

3 根拠法令

法第 7 条の 2 第 1 項、法第 20 条第 1 項及び第 2 項、法第 21 条第 1 項及び第 2 項、法第 22 条第 1 項並びに法第 22 条の 2 第 2 項

4 今後の予定

施行期日 令和 9 年 3 月頃（予定）